

Title	幕末維新时期における思想の政治的意義：公議輿論と尊王攘夷の思想変遷を追って
Sub Title	
Author	長岡, 悠太
Publisher	慶應義塾大学湘南藤沢学会
Publication year	2012
Jtitle	日本政治外交研究 No.6 (2012.) ,p.116- 134
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	慶應義塾大学日本政治外交研究会
Genre	Technical Report
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=KO92001005-00000006-0116

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

幕末維新时期における思想の政治的意義

— 公議輿論と尊王攘夷の思想変遷を追って —

総合政策学部四年 長岡悠太

はじめに

- 一、国学と水戸学から見る思想背景
 - 二、幕末における思想の変遷
 - 三、明治に至る思想の帰着
- おわりに

はじめに

明治維新を政治的変動に焦点を当てて解釈する研究は既に多く存在している。政治的主張の対立や政局の動向が変革の主たる要因であったのは確かではあるが、約二六〇年に亘る統治により普遍的な存在と化していた幕府を否定して、新たな国家体制を創造するという大規模な国体の変革を説明するには政治的側面だけでは不十分である。そこでは、政局の推移だけではなく、常識を打ち壊すことによつて体制の変革を認識することが求められ、思想的変革が必要となる。「公議輿論」と「尊王攘夷」の二つの思想が目指すべき「正義」として掲げられ、幕末の変革の原動力とし

ての役割を担っていた^二。

五箇条の御誓文にて「広ク會議ヲ起コシ万機公論ニ決スベシ」とあるように^三、「公議輿論」の理念は新政府の基本方針として明確に継承されていた。一方の「尊王攘夷」は、明治以降言葉として歴史の表舞台に登場することはない。しかし、政府の進めた富国強兵政策とその先の日清・日露戦争の勝利から、国家の独立を維持するという思想が形を変えて残っているのではないかと考えられる。

「公議輿論」と「尊王攘夷」の思想は幕末維新时期に広く語られた理念であるが、幕末では、倒幕派のみではなく幕府も「公議輿論」と「尊王攘夷」を国家の政治的目標と認識していた。倒幕佐幕問わず「有志」の人々が共通して抱いていた理念であるにもかかわらず、新政府が幕府の存在を否定して倒幕に至ったことの原因には単なる政治上の勝敗だけではなく、理念の実現の方法や理念の解釈に差異と変化があったのであると考えられる。思想の扱いは方の変遷によつて政治関係者のとり得る姿勢が変化し、政権の正統性を幕府より奪い、倒幕に至ることが可能となったのではないだろうか。

本研究では、「公議輿論」と「尊王攘夷」の思想変遷を、その起源であるとされている国学と水戸学における発祥から^四、幕末の

動乱を経て明治にて思想が現実のものとなる時点に至るまで追うことで、政治指導者たちが国家体制の変革をどのようにとらえ、現実との整合性をつくりだそうとしていったのかを明らかにする。既存研究では、幕末の政治動向、「公議輿論」と「尊王攘夷」の終始それぞれの詳細を論じたものが数多く存在しているが^五、筆者はここで、二つの理想の変遷と政治状況を連環させて発祥から結末までを捉えることで、幕末維新期における思想の意義、なぜ思想が必要であつたのかということを示したいと考えている。

第一章では水戸学と国学ではどのように思想が提唱されたのかを述べ、定義の大枠を確認することで、思想の必要とされる背景を明らかにする。第二章では政治動向と思想変遷の連環に着目しながら、思想的変革の推移を述べることにより、思想の働きとその要因を考察する。第三章では掲げた理念を現実^六に落としていく際にいかなる矛盾と問題があつたかを明らかにし、どのように明治の世に継承されていったかを論じることで、思想の帰結のされ方を示し、幕末から明治にかけての政治の変遷をふまえたうえで、思想の意義を述べることで本研究を完結させることとする。

一、国学と水戸学から見る思想的背景

(一) 公議輿論の源流

公議輿論の発祥は後期水戸学にあるとされる^六。一八世紀後半より、内憂外患の危機に対処するために統一国家イデオロギーの形成が必要となつた^七。特に、江戸時代において正学とされた朱子学より派生した水戸学、特に後期水戸学において、正名論が議論されるようになる。

正名思想とは現実の状態である「実体」と存在の在り方を示す「名義」を一致させることで秩序を確立する学問である。水戸学の第一任者である藤田東湖は、その著書である『正名論』にて、孔子の言葉を以下のように引用して正名思想の説明をしている。

必ずや名を正さんか。名正しからざれば、すなはち言順ならず。言順ならざれば、すなはち事ならず。事成らざれば、すなはち礼樂興らず。礼樂興らざれば、すなはち刑罰中らず。刑罰中らざれば、すなはち民は手足を措く所なし^八。

名義を明確にすることで世の在り方を正し、上下貴賤全ての秩序を確立するということである。水戸学者たちは、本来の権威の担い手である天皇と、武力を背景に日本の事実上の統治者となつていく將軍が権力を有するという「実」と「名」の関係が曖昧になつている状態を解消することで国家の秩序を正し、統一国家として国難へ立ち向かう体制の基盤を創ろうとした。

正名思想の議論は主に、大政委任論と名分論の二つに分かれる。九。大政委任論は、將軍を「大君」と号し、天下の統治権を天皇より委任された存在であるとみなすことにより、名実ともに統治者とすることで正統性を確立する理論である^{一〇}。しかし、大政委任論では正統性の根拠の比重が朝廷に偏っており、相対的に將軍の権威を軽くしてしまう問題を有していた。

大政委任論の欠点を解決する形で提唱されたのが名分論である。藤田は前述の『正名論』にて、名分論を以下のようにまとめている。

幕府、皇室を尊べば、すなはち諸侯、幕府を崇び、諸侯、幕府を崇べば、すなはち卿・大夫、諸侯を敬す。夫れ然る後に上下相保ち、万邦協和す^{一一}。

將軍家が、武家の棟梁として天皇への尊崇をしているという前提によつて天下の統治を実現しているという理論である。これにより、將軍家が自ら統治者としての正統性を確立していることとなるため、大政委任論にあつた正統性の根拠の比重が朝廷に依り過ぎるという問題を解決できた。しかし、同時に將軍家が勤王に努めなければならないという義務が生じてくる。このことが、幕末期の朝廷の意志を無視して開国を行う幕政への批判に繋がって

来る。

一九世紀に入ると、幕政の不安定が続く中、より権力の正統性を明確に示すことが求められ、名分論にて語られた「実」の部分である尊王を示すということがより強く求められるようになる。「名位殊なりといへども、その実は皆天工に代りて皇化を弘むる所以なり。」と^{一二}、「実」を正しく行うことにより、「名」が自然と付随するという主張である。後期水戸学の先駆者となつた藤田幽谷の息子、藤田東湖によつてなされ、広められていく^{一三}。幽谷・東湖父子の間で、会沢正志斎が、儒教仏教導入以前より日本に存在した普遍的価値体系である「道」に着目し、天皇を頂点とする祭祀の統制により人心の尊王の心を高めることによつて秩序を構築することを唱えた^{一四}。「民志一にして、天人合一す。」とあるように^{一五}、会沢以前は為政者にのみに焦点を当てて秩序の構築と統治の正統性を論じていたが、会沢が人心の働きという視点を加えることで、上下双方からの秩序の確立を求めた。この考え方が「公議」と「輿論」の關係に投影される。

国政を決定する上で、普遍的に日本全体の利益に資すると考えられる政治的主張を「公議」または「公論」と呼ぶ^{一六}。この普遍性は天皇という存在に象徴される日本古来より存在するとされる価値体系である。一方、「輿論」は、人々が一定の見識を有した上

で議論を重ねた結果として形成される意見である一七。この「公議」と「輿論」が干渉し合いながら互いを形成し、国政を決定する基準とする思想を「公議輿論」という。後期水戸学において発生した、統治者と人心が互いに秩序を構築し、正統性を確立した政権による統治を実現していくという思想は、「公議」と「輿論」が相互に干渉し合うことで国政の方針を形成して政治決定を行う「公議輿論」の思想に繋がることとなる。

(2) 尊王攘夷の発祥

吉田松陰が「本居学と水戸学とは頗る不動あれども、尊攘の二字はいづれも同じ。」と述べているように、尊王攘夷思想は国学と水戸学より始まっているとされる一八。国学の祖・本居宣長は『古事記伝』のまじめにあたる『直毘霊』にて、日本の在り方について以下のように述べている。

皇大御国は、掛まくら可畏き神御祖天照大御神の、御生坐せる大御国にして、萬国に勝れたる所由は、先いづここにいちじるし。国といふ国に、此の大御神の大御徳かがふらぬ国なし一九。

日本は天照大御神の居る国であり、それ故に異国に勝っているということであり、国学では天皇尊崇と、それに基づく諸外国へ

の優越性を強く主張している。加えて、「貴き賤きへだては、うるはしく有りて、おのづからみだりならざるなり」と二〇、社会秩序は貴賤上下が定まることで成立するとみなしており、諸外国と平等あるいは対等な関係を構築することを否定している二一。この思想は、攘夷思想における日本の異国への優位性の認識が生じ、過激な攘夷運動を誘発する源となった。

水戸学で会沢の唱えた「道」の尊重による秩序の維持は、国学においても唱えられている二二。「道」は伝統や風習によつて人々に認識されるものであるから、文化基盤の異なる異国とは「道」の共有は不可能である。故に、国内の秩序を保つという点からも尊王攘夷は不可欠であると主張されている二三。

国学が純粋な天皇尊崇とそれに基づく世界観より尊王攘夷に至っているのに対し、水戸学は一八世紀以降の異国船出没を危機として強く認識していた二四。そのため、水戸学の尊王攘夷思想は強い対外危機意識を端緒としている二五。

後期水戸学の中でも有力な会沢の著した『新論』では、西洋事情に対する考察もなされている。西洋の強さの由来を文明ではなく、「妖教を用ゐて以てその民を誘ひ、民心皆一なれば、以て戦ふに足る」と二六、キリスト教による民心の統合にあると認識している。加えて、「以て国を富まし兵を強くするの要務を論ず」と二七、列強

の進出に対抗すべく富国強兵策の必要性を述べている点も特徴として挙げられる。列強の侵略に対し、日本も国内の民心を統合することによって列強に対抗すべきであると考え、その手段として「尊王攘夷」が掲げられる。欧米のキリスト教に対し、日本には古来より天皇を頂点とした神道があり、神道の祭祀の下で、共通の敵を認識することにより夷狄を討ち払うという思想である。

国学と水戸学は双方ともに「尊王攘夷」を唱えているが、その思想の源は、国学では天皇尊崇による秩序構築に依拠しており、水戸学では対外危機意識から生じた民心統合実現のための手段として提示されている。国学も原点である本居宣長は理論上での議論に留まっているが、国学を大成した平田篤胤は、西洋の文物への理解を示している^{二八}。さらに、蘭癖家と他の国学者からも批判された大國隆正は、西洋の思想に取り込まれないように日本人としての心を確立した上で西洋と交流して文物を取り入れることの必要性和共に、武力による攘夷が実現困難であることを述べている^{二九}。

大國は、「尊王攘夷」思想を、攘夷運動の点において、二つに分類して論じている。武力で夷狄を打ち払う攘夷を「小攘夷」、理をもって日本の国体を守ることを「大攘夷」として、異なる性質のものであるとした^{三〇}。

これを幕末の情勢に当てはめて考慮すると、「小攘夷」は異国と言う未知の存在との遭遇による恐怖心や開国・通商による国内経済の乱れによる生活の不安を端緒とし^{三一}、多くは異人斬りなどのテロリズム的な暴力行為によって表出される攘夷運動であると考えられる。個人、あるいは少数の集団でも実行可能であるため、普及も容易であるという性質をもっている。

一方、「大攘夷」は、国を守るということを実現することを重視し、国力を高めることによって列強と対等の関係を築けるようにして国を保つということである。人心統合という全国規模、少なくとも藩単位での集団である必要がある、「小攘夷」と比較すると、直接的な行動につながりにくい側面を有している。ひとえに「尊王攘夷」と言っても、運動の性質が「大攘夷」か「小攘夷」で大きく異なるものとして成立した。このことが、日本における「尊王攘夷」思想の不一致を生み、天誅騒動などの争乱を生む一因となった。

(3) 思想の定義

「公議輿論」と「尊王攘夷」という幕末の争点となった二つの思想について、源流とみなされる水戸学と国学から成り立ちを追ってきたが、ここで個々の定義を、国学と水戸学の議論に基づい

て述べておく。

「公議輿論」とは、日本の国全体の利益に資する政治的主張である。「公議」と、一定の見識を有する人々が議論を重ねることによって形成される「輿論」の双方を用い、正統性をもって統一国家として国政を運営していく思想である。「公議」あるいは「公論」が成立するにあたって、重要な要素となるものが三点あり^三、一つは「輿論」の支持を受けること。もう一つは「公論」の担い手の資質。そして、日本における正統性の根拠である天皇への尊崇の志を成し得るかどうかということ。これらを満たすことによつて、「公論」は「私論」ではなくなり、「公議輿論」を用いた政治を実行しているとして政権は正統性を得る。

「尊王攘夷」は天皇尊崇と夷狄から国を守るということに対する見解に相違がない。国学は天皇尊崇による秩序構築に重点を置き、思想の遵守に重きを置く傾向がある。しかし、攘夷を実行することが困難であるという現実を認知するかどうかで国学内でも見解が分かれてくる。一方、水戸学は眼前の危機に対する意識が強く、民心を統合して国難に立ち向かうための手段として「尊王攘夷」を掲げるという意思がある。国学と水戸学の思想的差異を内包した上で「尊王攘夷」が世間に広まるが、攘夷運動に対する認識の違いから、「大攘夷」と「小攘夷」という相容れない二つの

在り方に分けて認識すべきものとなる。

二つの思想はともに幕末における「正義」として掲げられるものの、多義性を持った思想である。故に、たとえ複数人が同じ思想を掲げていたとしても、立場や信条の相違によって他方を否定し得る性質を内包している。以下、「正義」の抱える問題が、幕末の政局と連動していかなる影響を及ぼしていったのかということ論じていく。

二、幕末における思想の変遷

(1) 公議政体論を中心とする議論の推移

「公議輿論」の変遷は主に政治との関連から阿部正弘・橋本左内・横井小楠という流れで見ることができ^{三三}。「公議輿論」が政治の表舞台に登場するのは、嘉永六（一八五三）年の黒船来航時、当時の老中首座であった阿部正弘が諸大名及び朝廷に対し、アメリカへの対応についての諮問をしたときである^{三四}。当時の阿部について以下のように述べられている。

先ニ阿部首相ハ時勢ノ変遷ニ見ル所アリテ琉球貿易ヲ黙許シタルニ拘ワラズ、断然開国ニ決定スルコト能ハザリシモノハ所謂「祖法」ナルモノ即チ幕府ノ憲法ニ束縛セラレテ意ノ如クナラザルガ故ニシテ、此祖法ナルモノハ常時金城鉄壁ニシテ、歴代ノ大將軍

及ビ閣老中有力ノ者ト雖モ猶ホ且ツ之ヲ破ルコト能ハズ、況ヤ其
他ニ於テヲヤ三五。

阿部は黒船来航以前より国防に対する意識が高く、薩摩藩の琉球貿易を黙認するなど開国には賛成であつたが、「祖法」によつて鎖国が守られており、それを打破することを求めていたということである。幕府の政治運営は、二〇〇年以上続いた安定により、慣習に従つて政治を行う「先格古例」の体系と化した政治となつていた三六。そのため、自己改革によつて慣例の範囲外の政策を実行することが不可能であり、「広く言路ヲ開キ、衆議ヲ採リテ国是ヲ決シ、彼ノ再来ニ及ビテ之ニ答辞ヲ与フルニ如カズ」と三七、諸大名や朝廷の意見を取り入れることによつて、幕政改革を実現しようとした。「公議輿論」を幕政建て直しの手段として用いようとしたのである。

阿部の提唱後、幕政にて「公議輿論」を導入した政治制度の実現として、朝廷や有力諸侯を含めた議会による政治決定を求める公議政体論が盛んに論じられる。阿部が「公議輿論」を幕政改革の原動力として掲げたのに続き、阿部と交流があり、幕政に深く関与していた越前藩主松平慶永の側近である橋本左内、横井小楠らが、西洋の制度を取り入れる形で改革案を提示していく。橋本は政体の構想を以下のように述べている。

政体の趣意は一に天帝之意を奉行すること申ことにて、上下共衆情に戻、公議に背候義は不為事、第一の律令に右之候よし。依之役人の選挙杯、先第一に国内の衆論に基き、賢明才学之者を挙用致し候由三八。

当今為政之大要者は、全く先づ規模を宏にして条理を立るに在り。規模宏からざれば、諸有司其才を竭す事能はず、条理立たざれば、年々政紀退却紊乱して吏皆執る所固からず三九。

議会政治を実施し、選挙で役人を選んで「衆論」に基づく政治を行うことにより、人材の登用を可能にすべきであるという意見である。そして為政者が条理に基づいた政治を行うことで秩序を確立するということである。秩序の確立や人材登用が可能になるといった制度的利点から公議政体論を述べている。横井も橋本と同様に「公議輿論」に則つた政治の実現を求めており、門戸を広く開いて人材活用を行い、天下の政治を行うことで国を治めるべきであると以下に述べている。

是即舜之開四門達四聰之道にして、天下之人才と天下之政事を共に致し、公平正大、此道を天下に明にするには此外に道は無之候四〇。

「公議輿論」導入を議会政治によつて実現し、一部の為政者に

限定せずには有為の人材を広く用いて政策を構築するということから、橋本、横井などの公議政体論者は人材活用の点に主眼を置いていたことが読み取れる。この点は阿部の行った勝海舟、高島秋帆、中浜万次郎らの抜擢や徳川斉昭ら諸侯を幕政の中心に取り入れた安政の改革にて設置した講武所、蕃書調所、長崎海軍伝習所における身分の制限を部分的に解除した人材登用とも共通している。

安政年間の時点では、「公議輿論」はあくまでも幕政改革の手段という域を出ておらず、幕府という政権の正統性を論じるには至っていないと考えられる。しかし、安政の大獄と桜田門外の変を経て、天皇への勤王と武力を背景にした日本の統治という「実」を為していた幕府の権威が低下し、幕府の「名」による権威が低下すると朝廷の比重が増すようになることで、幕府と朝廷の融合という公武合体運動として公議政体の実現を求める動きが生じてくる^{四一}。

公議政体論は文久三（一八六三）年の参預会議にて実現される。一橋慶喜、会津、薩摩を始めとした朝廷を頂点に据えた有力諸侯による会議による議論が進められ、文久の幕政改革が行われた^{四二}。しかし、参預会議を構成する諸侯の多くは外様大名であり、江戸幕府内から幕府の主導権復活を求める声が強まり、幕府と諸侯の

間で「公論」の不一致が生じて瓦解することとなる^{四三}。

幕府が外様の介入を拒み、輿論形成の場である参預会議を否定したことにより、「公論」の担い手としての根拠を失った。加えて、参預会議は御前で開かれるという朝廷と幕府による政治空間であり、参預会議の否定は朝廷の意向を排除するということも意味している。つまり、幕府の正統性の根拠である朝廷からの離反、尊王に反するとみなされる行為であった。幕府が「公議輿論」の担い手としての疑念が生じたことにより、幕府の存在を否定する思想が生じるようになる。

「公議輿論」思想に基づく、幕府を前提としない政権の構想が横井の文献に見出される。「一大変革の御時節なれば、議事院被建候筋尤至当也。上院は公武御一席、下院は広く天下の人才御挙用」とあるように^{四四}、五箇条の御誓文との類似点が多く見られる。「新政府に付て春嶽に建言」では、議会上院は列侯で組織され将軍家も列することを記しており、幕府そのものの権力はなくなるものの、将軍家は一有力諸侯として残すことが書かれている。「公武合体論」に近い性質を残しているが、幕府の存在を前提としない議会政治の樹立という政体構想となっている。

幕府という前提を否定し、朝廷を中心とした政治構想が成立したことで、水戸学においてかつては将軍家の権威が軽くなるとし

て問題視された大政委任論が浮上し、大政奉還が政治的選択となり得たと考えられる。ただし、新政府が「公議輿論」の担い手であるということ内外に示す必要があり、五箇条の御誓文にて明文化された^{四五}。五箇条の御誓文の源流は、横井から坂本龍馬、由利公正に継承される流れの中にある^{四六}。「上下議政局ヲ設ケ議員ヲ置キテ万機ヲ参贊セシメ万機宜シク朝廷ヨリ出ツヘキ事」と^{四七}、坂本の著した「新政府綱領八策」にて「公議輿論」を用いた議会政治のことが記されている。由利がこれを基盤として^{四八}、五箇条の御誓文の草案である『議事之体大意』に「万機公論に決し私に論するなかれ」と条文として残している^{四九}。福岡孝悌と木戸孝允の校正を経た後、五箇条の御誓文の第一条として「公議輿論」の尊重が明記されることで明治政府の基本方針として引き継がれることとなる。

(2) 小攘夷と大攘夷に分かれる尊王攘夷

「尊王攘夷」思想が広く知れ渡るようになったのも「公議輿論」と同じく嘉永六（一八五三）年の黒船来航以降である。阿部正弘の朝廷と諸侯への諮問に際しては儒学者や町人も建議を行っており、異国船退治の願が出されている^{五〇}。このときに民衆を動かし、直接的な危機感・恐怖感による反応とも呼べるもので

あった。諸大名も同様に鎖国の維持と武力による攘夷を求める声が強く、特に、朝廷が攘夷の意思を示していたこともあり、攘夷が世間の風潮となった^{五一}。

尊攘運動の機運が高まる中、前水戸藩主・徳川斉昭は幕府のとべき対外政策について以下のように述べている。

戦の一字へ御決に相成候上ハ、国持大名始津々浦々迄大号令被仰出質素儉約等不令而行、部家ハ勿論百姓・町人迄覚悟相究め、神国総体の心力一致為致候儀肝要と存候事^{五二}。

斉昭は、夷狄と対決する姿勢を国内に知らしめることによって、人心を統合し、国難に立ち向かうことのできる状態を整えることを求めている。この思想からは、側近の藤田東湖や会沢正志齋が唱える水戸学の「尊王攘夷」を人心統合の手段として掲げるといふ思想の影響が見られ、外国に対しては戦ではなく和を結んで平穩に取り計らうという「内戦外和」の方策である^{五三}。世間で流布されている攘夷思想とは一線を画し、開国を進める一方で人心を統合することで日本を守るといふ「大攘夷」的思想である。

黒船来航直後の段階では阿部正弘や徳川斉昭、薩摩藩主の島津斉彬のような「大攘夷」的方向性の思想は少数であり、約二六〇年に渡る鎖国状態の中で突如生じた危機という認識から「小攘夷」

的方向性の主張が優勢であったといえる^{五四}。日本と欧米列強の互いの国力を正確に認識できなかったというだけではなく、純粹に危機に対する恐怖によるものもあつたのだろう。「小攘夷」運動は、安政七（一八六〇）年の桜田門外の変以降、変が水戸浪士と薩摩浪士の集団という草莽レベルでなされたことと、幕府の武威が低下したことにより、頻発することとなる^{五五}。坂下門外の変、足利三代木像梟首事件、天誅組の変や、天狗党の乱といった形で尊攘運動の示威行為がなされるが、こうした尊攘運動は、幕府の法に反して秩序を乱す行為であり、必ずしも民衆の支持を得るものではなかつた^{五六}。

「小攘夷」的性質を持つ運動の中でも、朝廷を中心とした統一国家体制の構築を意図したものと考えられる。尊王運動としての側面を強調し、幕府が諸外国と結んだ条約を破棄して攘夷を断行すべきであると主張する「破約攘夷論」が挙げられる^{五七}。「破約攘夷論」を唱えた高杉晋作と松下村塾において同門であつた久坂玄瑞は、『解腕痴言』にて以下のように述べている。

殊に何時畿内に闖入せむも測るべからざれば、非常の御措置なくては叶まじく、今急務と考へ奉る所、五箇条にて、其一は知太政官事、其二は記録所、其三は親兵、其四は武器兵糧、其五は名を正し玉はむ事にて候^{五八}。

攘夷の実行により、天皇の下に軍事力を集中させるといふ国家体制の樹立を求める構想があることを示している。さらに、「名を正し玉はむ事にて候」という文面から、水戸学の流れを汲む正名思想も見られる主張である。長州藩の、少なくとも指導者層においては、攘夷運動は勤王に基づき、朝廷を中心とした国家構想を指すものであると考えられる。

「尊王攘夷」思想は、朝廷の意に反して開国を進める幕府を批判する要素となることに加えて、水戸学において論じられていた仮想敵の想定による人心の統合を進める手段ともなり得るものである。これに朝廷を中心とした政権樹立という構想が繋がることで、討幕を正当化し得る論理へとつながっていく。新政権樹立という構想は「大攘夷」の実現を可能とするものであり、「小攘夷」が政府指導者層では現実的に不適切として退けられていく。しかし、「大攘夷」と「小攘夷」の理解を近づける動きは一部の識者層の間でしかみられないため^{五九}、「小攘夷」も幕末初期のように広く受け入れられるものではないが、根強く残ってしまう。

(3) 思想変遷の連環

「公議輿論」は、主に政治指導者層や識者層を中心に議論され、その理念を実際の制度運用を視野に入れた上で論じられていた。

幕末の初期の段階ではその制度的側面が取り上げられることが多い、特に普遍的存在と化していた幕府の存在を前提としたうえで、幕政の在り方をいかに改善していくのかということが主眼とされていた。

幕政改革の議論自体が「公議輿論」にのつとつた有力諸侯主導で進められるため、幕政が従来の幕府単独の独裁体制から外様系の大名による合議体制へと変化していく。その最中、再び主導権を握ることを求める幕府と改革を進める諸侯との間で確執が生じ、幕府が「公議輿論」の担い手として不適となる。これにより、幕府の存在という前提から脱却した政治体制の構想が生まれるようになる。

一方、「尊王攘夷」は一部の水戸学者や国学者の識者層の間では「大攘夷」的思想が唱えられたのに対し、目前の脅威に対して暴力的・即時的手段による解決を求める「小攘夷」が広く普及することとなった。この差異の要因の一つには、一定の学識を要し、政治への深い理解を要する「大攘夷」と、即時可能で、事件としてあらわれるため認知が容易な「小攘夷」という分かりやすさの差異が挙げられるだろう。攘夷運動においては見解の相違による対立が見られる「尊王攘夷」だが、思想の勤王運動としての性質を重視するときに、朝廷を中心とした新たな国家体制創出という

思想を生んだ。

「公議輿論」と「尊王攘夷」はともに幕府という前提の下で生じた思想であった。しかし、幕末の政治情勢の推移を経て、思想の実現が既存の条件内での限界にぶつかること、幕府の論理で語られる思想としてではなく、純粹な思想の在り方に還ることによって、將軍権力の正統性を否定する根拠となり得た。無論、政争上の推移の結果として倒幕に至ったのは確かであるが、徳川幕府の独裁による全国統治から、朝廷を中心とした諸侯の合議による統治へと、大規模な国体の変化を政策として実現させるには、政策を正統化する論理が必要となる。また、今までにない状況を創出するには、なんらかの思想的アプローチによる構想の基盤も求められる。国家の変革を成し遂げるための論理構築を求められたことにより、「公議輿論」と「尊王攘夷」は政治的人間の姿勢の変化を促す触媒としての役割を果たしたと言えるのではないだろうか。

三、明治に至る思想の帰着

(1) 公議と輿論の対立

五箇条の御誓文の第一条に「公議輿論」を取り入れた政治を示すことが明示されたように、新政府の支持を諸侯から集めるため

に、列侯會議を形成する必要があつた六〇。政体樹立の時点での「輿論」の範囲は五箇条の御誓文の起草に携わつた福岡孝悌は次のように語っている。

由利ハ単ニ朝廷ト諸侯ノミナラズ一般庶民ヲモ眼中ニ置イテイタ様デアツタガ、私ハヤハリ官武一途即チ朝廷（公卿）ト諸侯ガ一体トナツテ行フトイフ点ヲ眼目トシ一般庶民ハ強チ之ヲ輕ンズルトイフ訳デモナイガ政治上ノ一要トハ見ナカツタノデアル六二。

草案起草者の由利は輿論の範囲を庶民まで含めていたのに対し、福岡は諸侯や朝廷までと認識しており、政府は福岡と同様の範囲で輿論を公議政体を構築する政策、後の公議所設立を進めていく。

明治元（一八六八）年三月一四日に五箇条の御誓文が示された後、政府組織の基本を定めるものとして、閏四月二一日に政体書が肥前藩士の副島種臣を中心に制定された六三。「万機公論ニ決スベシ六三」という五箇条の御誓文の方針に則つた政体樹立を目指し、アメリカの三権分立に倣つた太政官制が制定された六四。「公議輿論」を創出する場合は、横井の『国是論』にもあつた議政官に上下両局とした。議政官の上局は公卿と諸侯が就き、下局には藩より貢士を選出するという、藩制度を前提とした上での公議政体の構築であつた六五。

貢士には、藩の留守居役という、江戸にて幕府と諸藩の動向を窺い、自らの藩が孤立することを防ぐ役割の人間が選ばれた。中には、情報収集能力に長け、積極的な政治活動を行う者もいたが、その多くは多勢に付和雷同する傾向を持ち、公論空間の創出はできなかつたと言われている六六。藩の利益に偏つた藩論ではなく国家全体の利益を構築する「公議」に則つた議論をすべく、八月四日に貢士対策所を廃止し、貢士を一新して公務人とした。その後、明治二（一八六九）年三月七日に、貢士対策所の後身として公議所が設置された六七。

公議所は、改称後の集議院としての期間も含めて、約一年半の間にのべ四〇回開かれ、そこで行われた議論は徳川家の処分、廃刀令、外国交際、版籍奉還などと、明治政府の主要案件である六八。しかし、ここにおける議論は欧化急進派と反欧化派に分かれて対立し、次第に政府の開国和親と公議所の反欧化という対立構造が生じることとなつた。これにより、明治政府の意図する「公議」と公議所にて輿論を形成した結果として浮上した「公議」が異なるものとなつたのである。

下局は、上局の欧化急進派を取り除く人事をしたうえで、実質的な決定権を剥奪し、権威機構とした形で八月二〇日に集議院へと改組された。政治機構としての機能が弱まつた集議院は公論空

間として機能することなく、明治三（一八七〇）年九月八日に閉院となった^{六九}。

公議所の存在は、「公議輿論」を担うことで明治政府の正統性を諸侯に認めさせることに意義があった。しかし、大久保利通が「公議府など無用之論多ク未今日之御国体ニハ適し申ましく候也。」と述べたように、政府は公議所には、輿論を形成する能力がないとみなし、公論空間として不適とみなすことで政府主導の公議創出を目指した。加えて、公議所無用論が唱えられるようになったのは五月に箱館戦争が終結して幕府の残党が潰えた後であり、集議院の廃止は版籍奉還後であるという二つの出来事から、政府が公議所の設置という形で「公議輿論」の遵守していることを諸侯に知らしめ、政権の正統性を主張する必要性がなくなったということも考えられる。また、政府における対立は国家の不安定を内外に認知させてしまうものであり、公議所を廃止することにより対立の隠蔽を求めたとも推察できる。

「公議輿論」による政治は、明治政府の基本方針として掲げられたものの、国家全体で共通した「公議」を認識することが困難であるという問題と、「輿論」の形成に足る人材が不足しているという現状から、一時的に降ろざるを得なくなった。

公議所の廃止により、政府主導で「公論」を創出するというこ

とに決したものの、公議所という「輿論」を吸い上げる場がなくなったことにより、政府批判が激化し、政府の「公議」と在野の「輿論」という対立構造が明治政府の抱える大きな問題として残される。公論空間を制度として確立するためにも、政体書ではなく憲法によって国家体制を構築する必要があり、「公議輿論」を巡る問題の解決は政府の議会政治と憲法への理解を待つこととなる。

（2）攘夷の行く末

明治を迎えた後も「尊王攘夷」運動は「小攘夷」と「大攘夷」の対立を残していた。慶應四（一八六八）年に神戸事件、堺事件、パークス襲撃事件と極端な排外運動が多発しており、政府指導者層の間では「大攘夷」の意識が強かったが、「小攘夷」的思想も強く残っていた^{七〇}。木戸孝允は当時の情勢をふまえて以下のように建白書を起草している。

天顔候次第有之候処維新之日尤浅く御主意未普く通徹不致諸藩尚方向を異にし随て草莽輩も擲身却て国家之禍害を醸成し屢誤方向候者も現に不少国家之不幸不容易且於彼等も憫然之至候仰き願くは前途之大方向を被為定^{七一}

最終的に五箇条の御誓文の条文を作成した木戸は、天皇を頂く

新政府が開国を国是として示すことにより、国家の方針を内外に明確に知らしめるとともに、「小攘夷」の尊王運動としての意味を剥奪して鎮静化させることを朝廷に建言したセシ。五箇条の御誓文には第五条にて「知識ヲ世界ニ求め大ニ皇基ヲ振起スベシ」と示されている七四。政府首脳部でさえも当初は「開国和親」と「尊王攘夷」で意見が分裂しており七五、その対立は、前述の公議所においても問題となっていた。政府の見解の例として、大久保利通の富国強兵論が挙げられる。

英ノ富強ナル所以ヲ知ルニ足ルナリ。殊ニ蘇格蘭ハ人質風俗ヲ異ニシヤや淳朴ノ風有リ。山川地形ハ我国ノ風景ニ彷彿トシテ佳絶ヲ極タリ。凡右首府々々ノ貿易或ハ工作ノ盛大ナル五十年以来ノ事ナルヨシ。然レハ皆蒸氣車發明アツテ后ノ義ニテ世ノ開化ヲ進メ貿易ヲ起スモ半ハ汽車ニ基スルト相見得候ナリ七六。

大久保の渡英中の書見にあるように、政府指導者層の認識は、岩倉遣欧使節団の渡欧を経て、欧米列強と対等に交渉するために近代化を進める必要を悟り、急速に「富国強兵」という「大攘夷」へと統一されるが、「尊王攘夷」の意志は、統一国家形成の旗印としての役目を果たした後も排外思想や保守思想となって明治の禍根となった。

「小攘夷」的運動は政府の主導する急進的欧化政策に反発して、政府要人暗殺という形でも発生した。日本のキリスト教化と天皇制の否定という事実無根の名目によって横井小楠が十津川郷士に暗殺されるという事件も明治二（一八六九）年に起こっており、攘夷運動は反政府的かつ保守的性質を強く持ったテロリズムと化していた七七。

「小攘夷」的運動の中でも特に大きなものとして挙げられるのが熊本の敬神党である七八。敬神党は極端な保守主義に基づく皇国思想と国体維持を主張しており、本居学に近い性質のものであった。それ故に、政府の欧化政策を亡国への道とみなして激しく批判した七九。

- 一、当路に建白して非政を改めしめんとする事。
- 二、刺客となり、当路の奸臣を斃す事八〇。

敬神党は、政治的行動による主張のみならず、要人暗殺というテロ行為をも方針として取り入れており、他の士族の反乱とは一線を画した、尊王攘夷運動として神風連の乱を起こすに至る八一。明治政府は、「尊王攘夷」を統一国家形成のエネルギーとして利用したものの、思想の落とし所をつくることができなかつた。「小攘夷」による過激な運動は外国人の内地雜居問題が残り続ける。

「小攘夷」を解消するには、日本が列強に比肩し得ることを内外に知らしめると共に、民衆の意識改革をすることが必要であり、「富国強兵」により国の独立を守り抜いた日清・日露の勝利にて直接的な外敵の脅威を取り払うことでようやく解決し得る問題であった。

(3) 理想の意義

倒幕においては、大義名分として役割を果たした理想であったが、倒幕を正統化した論理は、同様に新政府への批判としても使われ得るものであった。国是を五箇条の御誓文に示し、政体書にて新国家体制を構築して国是に基づいた国家運営を目指したが、「公議輿論」と「尊王攘夷」ともに理想と現実の差という問題にぶつかる。

「公議輿論」は、政府の意図する「公議」と「輿論」によってつくられた「公議」が異なるという問題が生じた。これに対し、政府が「輿論」の形成を未成熟として否定することによって、政府の意図する「公議」による政治を推し進めるのだが、在野の有志からは「公議」とみなされることが故に、政府は「有司専制」と非難されることとなる。

「尊王攘夷」は、倒幕という動乱の時期には民心を統合するエ

ネルギーとして使われたが、その際に多義性の統一が行われなかったため、政府内でも見解の齟齬が生じた。西洋の文物に触れる機会を得た政府指導者及び識者層は開国和親路線を支持し、富国強兵による不羈独立を維持する結果としての「尊王攘夷」、つまり「大攘夷」を目指すが、急進的欧化政策への反発から生じる「小攘夷」は在野に強く残ることとなった。これには、政府が「輿論」の抽出を否定したこともあり、テロリズム的行為でしか不平不満の発露が叶わなかったことも関係しているであろう。

幕末からの流れをふまえて考察すると、「公議輿論」と「尊王攘夷」は当初は、幕府支持の文脈で語られ、幕府の正統性を擁護するものとして扱われた。しかし、幕府の意図を離れて思想を用いることにより、倒幕を正当化させる論理を成立させた。同時に、新政府は、天皇を頂いていることにより日本における思想体系の源を有してはいるものの、「公議輿論」と「尊王攘夷」を遵守することが求められた。

政府批判の背景には、制度改革による既得権益の消失から生じる不満もあったのであろうが、「公議輿論」と「尊王攘夷」はいずれも不平不満を正統化する論拠になり得た。無論、思想は権力や武力と結びつかなければ実質的な力は発揮し得ないが、それらを有するものを動かす原動力には成り得るといえるのではないだろ

うか。

「公議輿論」は政府の国是と合致し、本来ならば遵守されるべきものであるにもかかわらず、政府の意図により退けられた。一方、「尊王攘夷」は国是とは反するものであり、小攘夷は天皇の意に反するものであるから尊王からも離れてしまうものであるが、変革に対する反動として残存した。加えて、輿論による公議創出の空間が成立しなかったことが、小攘夷運動を非合法的手段へと走らせた。政府は二つの理想の双方より批判を受けたが、政府にも理想に基づく論理はあり、同時に統一政権として力を有していたため、新国家体制を構築して国家を存続させることができた。

加えて、「公議輿論」と「尊王攘夷」はともに天皇に由来する思想である。幕末に公武合体を目指した幕府とは異なり、明治政府が始まりから天皇を頂いていたということは、在野が新政府を思想的に完全否定することができなかつた要素となつていゝのではないかと推察される。

おわりに

「公議輿論」と「尊王攘夷」という、幕末維新时期に「正義」として掲げられた二つの理念を、思想の起源まで遡り、明治に理想と現実が接点を持つ時点までを通して見てきた。思想そのものが

異なるものに変化するということとはなかつた。また、思想が歴史事象の直接的な原因という訳ではないのだろう。しかし、思想を認識する人間は、その時代状況や政治的立場によつて異なり、思想の扱われる文脈も変化していく。

思想をみることで明らかになるのは、出来事の要因ではなく、歴史を動かした人々の意図ではないだろうか。政治的行動の際に思想を唱えるということは、自身の行動の正統化、あるいは他者の行動の批判をすることである。思想が多義性を有するものであれば、思想を巡る議論が盛んに行われ、各々の思想による行動の差異が発生し得る。

幕末では、思想は国体を守る側と、新しい国体を創る側双方で唱えられた。思想の名前は共通していたが、その文脈は異なるものであつたといえる。政治的には幕府と薩長は拮抗していたが、幕府に代わる思想の担い手としての論拠を明確にした上で、政治的・軍事的勝利を収めることにより、正統な政府として成立できた。

維新时期では、政府と在野で同様の対立が生じたが、在野では政府組織としての思想的統一がなされておらず、新政府に代わる思想の担い手としては新たな勢力が台頭することはなかつた。さらに、「公議輿論」と「尊王攘夷」は共に天皇の権威に由来する思

想であり、明治政府は天皇を推戴した上で自身の文脈で論理を成
立させることができた。

勝者にも敗者にも論理があり、目的に応じて自身の文脈で論理
を創り、それをより強く推し通すことができた方が勝者となるの
だろう。政治力と武力がなければ思想を推し通すことはできない
が、思想がなければ政治的勝利をしたところで一時的な状態にし
かなり得ず、いずれは敗者となる。幕末・維新时期における思想は、
政治的行動に論拠を持たせることで、行為の進展を促進させると
ともに、政権を確立、維持して新しい国づくりを支えるものであ
った。

一 原口清「近代天皇制成立の政治的背景―幕末中央政局の基本的動向に関
する一考察―」『近代天皇制の成立』岩波書店、一九八七年。

二 井上勲「幕末・維新时期における「公議輿論」観念の諸相―近代日本にお
ける公権力形成の前史としての試論―」『思想』六〇九号、三五四～三六七
頁。

三 国家学会『明治憲政経済史論』有斐閣、一九一九年、一七頁。

四 大川真「後期水戸学における思想的転回―会沢正志斎の思想を中心に―」

『日本思想学』六七号、一一二～一二八頁。尾藤正英「尊王攘夷思想の原型
―本居宣長の場合―」『季刊日本思想史』一三号、一〇〇～一一四頁。

五 前掲、井上「幕末・維新时期における「公議輿論」観念の諸相」。

六 遠山茂樹『明治維新と現代』岩波新書、一九六八年、四章。

七 前掲、大川「後期水戸学における思想的転回」。

八 藤田幽谷「正名論」『日本思想大系』五三卷、一九七三年、一〇頁。

九 前掲、大川「後期水戸学における思想的転回」。

一〇 同右。

一一 前掲、藤田「正名論」一三頁。

一二 藤田東湖「弘道館記述義」『日本思想大系』五三卷、一九七三年、二八
九～二九〇頁。

一三 前掲、大川「後期水戸学における思想的転回」。

一四 同右。

一五 会沢正志斎「新論」『日本思想大系』五三卷、一九七三年、五六頁。

一六 前掲、井上「幕末・維新时期における「公議輿論」観念の諸相」。

一七 同右。

一八 吉田松陰「入江杉蔵宛」『日本思想大系』五四卷、一九七八年、三九〇
頁。

一九 本居宣長・平田篤胤『直毘靈・馭戎慨言・靈能真柱』有朋堂文庫、一九
二七年、一頁。

二〇 同右、二二頁。

二一 尾藤正英「尊王攘夷思想の原型―本居宣長の場合―」『季刊日本思想史』

一三号、一〇〇～一一四頁。

二二 前掲、本居『直毘靈・馭戎慨言・靈能真柱』。

二三 前掲、尾藤「尊王攘夷思想の原型」。

二四 星山京子「後期水戸学と「近代」―会沢正志斎を中心に―」『大航海』

六七号、五八〜六五頁。

二五 前田勉『新論』の尊王攘夷思想―その術策性をめぐって―『日本思想

史研究』一九号、一五〜三二頁。

二六 前掲、会沢「新論」七七頁。

二七 同右、五一頁。

二八 芳賀登「国学者の尊攘思想―大攘夷への道を中心として―」『季刊日本思想史』一三号、五八〜七七頁。

二九 同右。

三〇 前掲、芳賀「国学者の尊攘思想」。

三一 林屋辰三郎『史料大系日本の歴史 幕末・維新』大阪書籍、第六卷、一

五四〜一五五頁。

三二 前掲、井上「幕末・維新时期における「公議輿論」観念の諸相」。

三三 畦地享平「幕末における「公議政体論」の展開」『論集日本歴史』四四

号、二七一〜二八六頁。

三四 同右。

三五 日本史籍協会『阿部正弘事蹟』東京大学出版会、一卷、一九一〇年、一

二四頁。

三六 前掲、井上「幕末・維新时期における「公議輿論」観念の諸相」。

三七 前掲、日本史籍協会『阿部正弘事蹟』一卷、一三八頁。

三八 橋本左内「西洋事情書」『日本思想大系』岩波書店、五五卷、五九〇頁。

三九 橋本左内「為政大要」同右、五三四頁。

四〇 横井小楠「立花杏岐宛」同右、四七六頁。

四一 前掲、原口「近代天皇制成立の政治的背景」。

四二 前掲、林屋『史料大系日本の歴史 幕末・維新』第六卷、一四四〜一四五頁。

四三 前掲、原口「近代天皇制成立の政治的背景」。

四四 横井小楠「新政に付て春嶽に建言」『日本思想大系』岩波書店、五五卷、四六六頁。

四五 稲田正次『明治憲法成立史』上巻、第一章、有斐閣、一九六〇年。

四六 前掲、畦地「幕末における「公議政体論」の展開」。

四七 坂本龍馬「新政府綱領八策」『坂本龍馬関係文書』一卷、一九二六年、二九七頁。

四八 前掲、畦地「幕末における「公議政体論」の展開」。

四九 尾佐竹猛『坂本龍馬由利公正集』誠文堂新光社、一九三五年、六一頁。

五〇 前掲、林屋『史料大系日本の歴史 幕末・維新』第六卷、七二頁。

五一 前掲、日本史籍協会『阿部正弘事蹟』第一卷。

五二 徳川斉昭「徳川斉昭意見書（嘉永六年七月八日）」『史料大系日本の歴史 幕末・維新』大阪書店、第六卷、七二頁。

五三 前掲、林屋『史料大系日本の歴史 幕末・維新』第六卷、七三頁。

五四 前掲、日本史籍協会『阿部正弘事蹟』第一卷。

五五 前掲、芳賀「国学者の尊攘思想」。

五六 同右。

五七 高杉晋作「破約攘夷論」『史料大系日本の歴史 幕末・維新』第六卷、一三〇〜一三二頁。

五八 久坂玄瑞「解腕痴言」『史料大系日本の歴史 幕末・維新』第六卷、二〇六頁。

- 五九 前掲、芳賀「国学者の尊攘思想」。
- 六〇 前掲、稲田『明治憲法成立史』上巻、第一章。
- 六一 前掲、国家学会『明治憲政経済史論』一四頁。
- 六二 前掲、稲田『明治憲法成立史』上巻、第一章。
- 六三 前掲、国家学会『明治憲政経済史論』一七頁。
- 六四 前掲、稲田『明治憲法成立史』上巻、第一章。
- 六五 同右。
- 六六 山崎有恒「公議」抽出機構の形成と崩壊—公議所と集議院—、『幕末維新論集 維新政権の成立』第六卷、一六一—一八九頁。
- 六七 同右。
- 六八 同右。
- 六九 同右。
- 七〇 日本史籍協会『大久保利通文書』東京大学出版会、三巻、一九二八年、一九七頁。
- 七一 前掲、稲田『明治憲法成立史』上巻、第一章。
- 七二 日本史籍協会『木戸孝允文書』東京大学出版会、八巻、一九三〇年、三四頁。
- 七三 石井孝『明治維新の国際的環境』吉川弘文館、一九六六年。
- 七四 前掲、国家学会『明治憲政経済史論』一七頁。
- 七五 前掲、山崎「公議」抽出機構の形成と崩壊」。
- 七六 前掲、日本史籍協会『大久保利通文書』四巻、四六八頁。
- 七七 徳富猪一郎『近世日本国氏 神風連の事変』九四巻、時事通信社出版局、一九六二年。
- 七八 前掲、芳賀「国学者の尊王攘夷—大攘夷への道を中心として—」
- 七九 小早川秀雄『血史熊本敬神党』隆文館、一九一〇年。
- 八〇 同右、二九頁。
- 八一 前掲、徳富『近世日本国氏 神風連の事変』。